

## 特定家畜伝染病セーフティネット事業費補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請及び実績報告提出 (総合事務所長等が別に定める日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

\* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

### 2. 交付決定通知及び額の確定 (交付申請から20日以内)

#### ◎補助金の支払い

実績報告書を受理してから実地に出向いて書類等を検査の上、補助金額を確定の後、別に通知する日までに支払い(振り込み)することとしています。

資料提出・問い合わせ先 農林水産部農業振興戦略監畜産課  
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
0857 - 26 - 7287 chikusan@pref.tottori.lg.jp